

## ◎平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴う請求に係る留意点について

平成30年4月から、制度改正や報酬改定により障害福祉サービス等報酬の請求が大幅に変わります。

このことから、すべてのサービスにおいて影響のある、電子請求受付システム等のリリース時期と「地域区分」の設定方法について、また、一部のサービスにおいて影響のある、新設される加算の取扱いと、審査において今後返戻になる項目についてご連絡いたします。

いずれも「請求締切日までに請求ができない」、「大半の明細書等が返戻となりお支払いがなくなる」などの原因になりますので、早い段階から準備を整え、適切な請求を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

## 1 平成30年度報酬改定等に対応するシステムリリースについて

【電子請求受付システム・簡易入力システム・取込送信システムのリリース】

リリース時期（予定）	リリース内容
平成30年4月23日	平成30年4月からの報酬改定等対応の為のシステムリリース（Ver 2. 22）

※自動アップデートを設定していない場合は平成30年4月サービス提供分の請求情報を作成するまでにバージョンアップを実施してください。

バージョンアップ後に台帳情報の修正や、一部サービス提供実績記録票入力データの修正が必要な場合がありますので、バージョンアップ後の請求情報をシステム上で確認をしたうえで請求情報の作成をお願いいたします。

## 2 地域区分について（簡易入力システム）

平成30年4月サービス提供分（5月10日請求期限）から地域区分の設定を変更する必要があります。

※変更する必要がある事業所の所在地について、障害者は別紙1を障害児は別紙2を参照してください。

※単位数単価について、障害者は別紙1を障害児は別紙3を参照ください。

変更する必要がある事業所は、簡易入力システム Ver 2. 22（平成30年度報酬改定等対応等）のバージョンアップ後に【地域区分設定方法】を参照し、平成30年4月からの地域区分を設定してください。

【地域区分設定方法】

- ・地域区分設定画面は以下の方法でも表示できます。  
簡易入力システム⇒「メインメニュー」⇒「基本情報設定」⇒「自事業所情報修正」  
⇒「事業所情報（基本）」画面にある地域区分の「設定」を押す。
- ・地域区分設定画面で適用開始年月と地域区分と経過措置の有無[経過措置(旧児童デイ)は適用開始年月が平成27年4月以降入力不可。]を設定する。  
設定後に「明細追加」⇒「OK」⇒「確定」⇒「事業所情報（基本）」画面の登録を押す。

【地域区分設定画面】

地域区分設定

No.	適用開始年月	経過措置の有無	地域区分
1	平成27年04月		
2	平成26年04月		
3	平成24年04月		
4	平成19年09月	無し	特甲地

地域区分

平成 30 年 4 月

無し

一級地  
二級地  
三級地  
四級地  
五級地  
六級地  
その他  
特甲地

明細追加  
明細修正  
明細削除  
明細クリア

確定 閉じる

地域区分を選択します

S20170417019 v2.21.0

※今回掲載している簡易入力システムや明細書等のイメージはいずれも旧バージョンのものとなっております。ご了承ください。

## 【請求情報作成後に新たな区分を設定した場合】

- ・ 請求情報作成後に区分を変更した場合、1名ずつ請求明細書の再作成が必要となります。  
簡易入力システム⇒「メインメニュー」⇒「請求明細書入力」⇒「様式第〇（提供サービスに該当する様式）」を押す。
- ・ 「情報照会」⇒「提供年月」が再作成したい年月であることを確認し「検索」⇒該当の受給者を選択し「照会」⇒特に付け加える情報がなければ「登録」を押し正常であれば「登録」を押す。
- ・ 以下再作成したい年月のすべての受給者に対して「情報照会」以降の作業を繰り返す。
- ・ 最後に再度請求情報を作成し、修正作業完了です。

障害福祉サービス 電子請求受付システム（簡易入力） - 介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二)

ファイル(E) バージョン(V) ヘルプ(H)

介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二) 日数情報

提供年月	平成 30 年 4 月分	事業所名			
受給者証番号	?	障害児氏名	市町村名		
助成自治体番号		地域区分	04	四級地	就労継続支援A型等対象者 無し
利用者負担上限月額①	円	利用者負担上限額	指定事業所番号	管理結果	管理結果額 円
就労継続支援A型等対象者	無し	管理事業所			

サービス提供の開始・終了等の状況

No.	1	開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日
サービス種別											

情報照会  
登録  
クリア  
削除  
戻る

情報照会

提供年月 平成 30 年 4 月 ~ 平成 30 年 4 月

市町村名

受給者証番号

登録状態  一時保存  自動作成  未作成  作成済  すべて

検索

提供年月	市町村名	受給者証番号	受給者氏名(カナ)	受給者氏名(漢字)	障害児氏名(カナ)	障害児氏名(漢字)	登録状態

複写先年月 平成 30 年 4 月 複写

照会 閉じる

提供年月(開始)を入力します

s20170417019 v2.21.0

障害福祉サービス 電子請求受付システム（簡易入力） - 介護給付費・訓練等給付費等明細書入力(様式第二)

ファイル(E) バージョン(V) ヘルプ(H)

介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二) 日数情報

提供年月	平成 30 年 月分	事業所名			
受給者証番号	?	障害児氏名	市町村名 三鷹市		
助成自治体番号		地域区分	04	四級地	就労継続支援A型等対象者 無し
利用者負担上限月額①	0円	利用者負担上限額	指定事業所番号	管理結果	管理結果額 円
就労継続支援A型等対象者	無し	管理事業所			

サービス提供の開始・終了等の状況

No.	2	開始年月日	平成	年	月	日	終了年月日	平成	年	月	日
サービス種別											

情報照会  
登録  
クリア  
削除  
戻る

### 3 新設される加算について（簡易入力システム）

今回の報酬改定等によって平成30年4月サービス提供分から一部のサービスにおいて新たな加算が新設されます。加算を算定する場合に、東京都福祉保健局等への届出が必要なものもございます。届出をせず算定をした場合、ご請求が返戻となる場合もございますので、区分や算定可能時期を確認したうえで、請求情報に反映させるようご注意ください。

なお、誤って設定した状態で請求情報を作成してしまった場合には、P.2【請求情報作成後に新たな区分を設定した場合】と同様の手順で明細書等の修正をお願いいたします。

#### 4 国保連合会における審査機能強化について

国保連合会にて実施しております点検が、平成30年4月サービス提供分から強化され、従来支払となっていた場合でも返戻になる可能性がございます。

以下に今後注意すべき点を記載いたしますので、適切な請求事務の徹底をよろしくお願いいたします。

- ① 請求明細書の「開始年月日」や「終了年月日」、「契約開始年月日」や「契約終了年月日」や計画相談支援請求書の「モニタリング日」の設定がサービス提供年月から判断し誤っている場合、今後返戻になります。

市町村番号	1	3	1	0	×	×																			
助成自治体番号																									
平成	3	0	年	4	月	分																			
指定事業所番号	1	3	9	9	9	9																			
受給者証 支給決定障害氏 支給決定障害児 利用者負担 利用者負担 管理事業所	<p>平成30年4月サービス提供分に対して未来の開始年月日である5月1日や、過去の終了年月日である平成29年8月31日を設定してしまうと返戻の原因となります。 一度契約が終了になった受給者にサービス提供を再開する場合など、前回の終了年月日が入らないようにご注意ください。</p>																								
サービス種別	1	1	開始年月日	平成	3	0	年	5	月	1	日	終了年月日	平成	2	9	年	8	月	3	1	日	利用日数	8	入院日数	

#### 計画相談支援給付費請求書

平成 30年 5月 9日

(請求先)

平成	3	0	年	4	月	分									
事	指定事業所番号	1	3	3	0	1	0	0	0	0	0				
請求金額	百万	モニタリング日もサービス提供年月と一致していない場合返戻の原因となります。													
項目	支給決定										請求額計算欄				
モニタリング日	平成	3	0	年	5	月	1	日	氏名	連合 太郎	フリガナ	レンゴウ タロウ	単位数	請求額	円

- ② 施設入所支援の補足給付対象者の食費や光熱水費の設定について、食費のみ算定の場合であっても光熱水費の単価設定が必要となります。単価を設定していただき、回数を0回としたうえで光熱水費が0円となるように設定をお願いします。単価が0円の場合は返戻の原因となります。

#### 平成30年 4月分 施設入所支援提供実績記録票

受給者証番号	0	0	0	0	0	0	0	1	1	支給決定障害者氏名	連合 太郎	事業所番号	1	3	1	4	6	0	0	0	×	×
補足給付適用の有無	有		補足給付額(日額)	248円/日		事業者及びその事業所	〇〇学園															
日付	曜日	支援実績	食	朝食	510	円/日	光熱水費の単価	一日	0	円/日	利用者確認印	備考										
			食		650	円/日	一月			円/日												
1			屋食	夕食	29	回	光熱水費	一月														
合計					30	回			0回	0円												
			実費合計額	52,150円		実費合計額	52,150円															

補足給付適応対象者の場合、食費と光熱水費の両方に単価の設定が必要です。

- ③ 加算には本体報酬の回数を上限として算定が可能なものがございます。本体報酬の回数を超えて算定をしている場合、今後返戻となります。

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単価
外部利用生活援助Ⅰ	3 3 1 1 1 1	2 5 9	2 9	
生援夜間支援等体制加算Ⅲ	3 3 5 6 4 0	1 0 3	1	
生援福祉専門職員配置等加算Ⅰ	3 3 6 0 3 7	1 0 3	1	
外部利用生援処遇改善加算Ⅲ	3 3 6 6 6 5	5 6 1	1	

本体報酬が29回に対して加算が31回となっており、2回多く算定しています。福祉専門職員配置等加算は本体報酬に対する加算であるため返戻となります。



本体報酬の算定回数が上限の加算は以下の通りとなっております（報酬改定等によって追加になる項目は後日お知らせします）。

入所系サービス・生活介護・療養介護	常勤看護職員等配置加算	夜間看護体制加算	入所時特別支援加算
夜勤職員配置体制加算	人員配置体制加算	単独型加算	単独型加算（長時間）
特別重度支援加算	緊急短期入所体制確保加算	緊急短期入所受入加算	短期利用加算
就労系サービス	重度者支援体制加算	施設外就労加算	就労移行支援体制加算
目標工賃達成加算	目標工賃達成指導員配置加算	就労定着支援体制加算	就労支援関係研修修了加算
移行準備支援体制加算	地域移行支援	退院・退所月加算	集中支援加算
共同生活援助・自立訓練	短期滞在加算	地域移行支援体制強化加算	夜間支援等体制加算
日中支援加算	通勤者生活支援加算	看護職員配置加算	
障害児通所系サービス	食事提供加算	指導員加算加算	人工内耳装用児支援加算
障害児入所系サービス（経過的入所、生活介護含む）		小規模グループケア加算	幼児加算
乳幼児加算	心理担当職員配置加算	保育職員加算加算	職業指導員加算
看護師配置加算	強度行動障害児特別支援加算	重度重複障害児加算	重度障害児支援加算
自活訓練加算			
複数のサービス	福祉専門職員配置等加算	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	初期加算
食事提供体制加算	重度障害者支援加算	リハビリテーション加算	地域生活移行個別支援特別加算
初回加算	延長支援加算	栄養マネジメント加算	栄養士配置加算
医療連携体制加算	特別支援加算		

④ 明細書の内容は実績記録票の内容を反映していなければなりません。本体報酬や加算の算定回数について、明細書と実績記録票で不一致が生じている場合、共に返戻になります。

例2 本体報酬の回数が実績記録票と明細書で不一致のケース

サービス内容		サービスコード		単位数			回数			サービス単位数			摘要								
生活介護24・地公体		2	2	2	1	8	3	5	7	8	1	9	1	0	9	8	2				
生介欠席時対応加算		2	2	6	0	4	0											9	4		
生介送迎加算 I		2	2	6	5	9	0											8	3	7	
生介人員配置体制加算32・地公体		2	2	7	0	5	9											7	0	3	

  

日付	曜日	サービス提供の状況	サービス提供実績			送迎加算 往 復	訪問支援特別加算 時間数	利用者 確認印	備考
			開始時間	終了時間					
1	4		9:00						
2	5		9:00						
3	9		9:00						
4	10		11:15						
5	11		9:00						
6	12		9:00						
7	15								
8	16		9:00	16:00		1			
9	17		9:00	16:00		1			
10	18		9:00	16:00		1	1		
11	19		9:00	16:00			1		
12	22		9:00	15:00		1	1		
13	23		10:30	16:00		1	1		
14	24		9:00	16:00		1	1		
15	25		9:00	16:00		1	1		
16	26		9:00	16:00		1	1		
17	29		9:00	16:00		1	1		
18	30		9:00	16:00		1	1		
19	31	欠席 (欠席時加算)							

明細書では本体報酬19回と欠席時対応加算1回ですが、実績記録票では本体報酬18回と欠席時対応加算1回となっており、本体報酬の回数が一致していないため返戻になります。

受給者証番号	000000022	支給決定障害者氏名	国保 次郎	事業所番号	13101000x
--------	-----------	-----------	-------	-------	-----------

例1 実績記録票に記載が必要な加算が、実績記録票と明細書の不一致のケース

日付	曜日	サービス提供状況	サービス提供実績						利用者確認印	備考
			開始時間	終了時間	送迎加算 往復	訪問支援特別加算 時間数	食事提供加算	医療連携 体別加算		
10			9:00	16:00						
合計					回	回	回	回	回	施設外 支援

初期加算	利用開始日	30日目	当月算定日数
------	-------	------	--------

サービス内容	サービスコード					単位数		回数
	4	6	1	1	1	5	1	
就継B I 2	4	6	1	1	1	5	1	9
就継B初期加算	4	6	5	0	5	3	0	5
就継B目標工賃達成加算 I	4	6	5	2	5	6	9	1
就継B目標工賃達成指導員配置加算2	4	6	5	2	5	8	0	1
就継B福祉専門職員配置等加算 I	4	6	6	0	3	1	5	1
就継B処遇改善加算 I	4	6	6	7	1	4	7	0

実績記録票に初期加算に関する情報がないにも関わらず、明細書では初期加算を算定しており、実績記録票の内容と明細書の内容に不一致が生じているため返戻になります。

⑤ 実績記録票から算出した時間数と、明細書にて算定している時間数が一致していない場合（特例の対応があるため、必ず返戻になるケースではございませんが、適正な請求のために登録誤りにはご注意ください。）

例1 算定可能な最低時間数を実績記録票で下回っている場合

日付	曜日	サービス提供状況	重度訪問介護計画				サービス提供時間		算定時間数		派遣人数	原簿
			開始時間	終了時間	計画時間数 時間 移動	開始時間	終了時間	時間	移動			
4			16:00	17:00	1		16:30	17:00	1		1	

実績記録票の実際の算定時間では30分となっており、重訪1.0（所要時間1時間未満の場合）を算定する場合の所要時間である概ね40分以上を下回っている。  
※例外的な対応もあるため一律返戻にはなりません。

例2 サービス提供時間の開始時間と終了時間から算出される時間数が算定時間数と異なっている場合

日付	曜日	サービス内容	居宅介護計画				サービス提供時間		算定時間数		派遣人数	初回加算	緊急時対応加算	福祉専門職員等連携加算	サービス提供者印	利用者確認印	備考
			開始時間	終了時間	計画時間数 時間 乗降	開始時間	終了時間	時間	乗降								
5		113000	10:00	11:30	150	10:00	11:30	150		1						居宅介護(身体伴う)	
5		113000	13:30	16:00	250	13:30	16:00	250		1						居宅介護(身体伴う)	
12		113000	10:00	11:30	150	10:00	11:30	150		1						居宅介護(身体伴う)	
12		113000	13:30	15:00	150	13:30	15:00	150		1							
17		113000	13:30	16:00	300	13:30	16:00	300		1							
19		113000	10:00	11:30	150	10:00	11:30	150									
19		113000	13:30	15:00	150	13:30	15:00	150									

17日の提供において開始時間13:30、終了時間16:00の2.5時間の提供にもかかわらず3時間で算定しており明細書も3時間として請求しています。  
※例外的な対応もあるため一律返戻にはなりません。

5 その他

- 平成30年4月以降、東京都国民健康保険団体連合会HP（アドレス <http://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/>）に平成30年度制度改定資料として「平成30年度の地域区分と一単位単価の一覧表」を掲載する予定です。  
事業所の所在する地域区分を確認し設定してください。
- 簡易入力システム等のマニュアルについては電子請求受付システムHP（アドレス <http://www.e-seikyu.jp/>）のログイン後のマニュアルから取得してください。

《問合せ先》  
東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護福祉課 障害福祉係  
電話 03-6238-0224

※今回掲載している簡易入力システムや明細書等のイメージはいずれも旧バージョンのものとなっております。ご了承ください。

【障害者の地域区分と1単位単価】  
 区市町村名の下線は変更となる区市町村です。また、サービス名称の下線は平成30年4月サービスから新設されたもの

地域区分	1級地 01	2級地 02	3級地 03	4級地 04	5級地 05	6級地 06	7級地 07	その他 20
地域区分コード								
23区								
サービス種類								
居宅介護								
行動援護								
重度訪問介護								
同行援護								
重度障害者等包括支援								
短期入所	11.20	10.96	10.90	10.72	10.60	10.36	10.18	10.00
就労定着支援								
自立生活援助								
計画相談支援								
地域相談支援								
生活介護	11.22	10.98	10.92	10.73	10.61	10.37	10.18	10.00
施設入所支援	11.32	11.06	10.99	10.79	10.66	10.40	10.20	10.00
自立訓練(機能訓練)								
自立訓練(生活訓練)	11.18	10.94	10.89	10.71	10.59	10.35	10.18	10.00
就労移行支援								
就労継続支援A型	11.14	10.91	10.86	10.68	10.57	10.34	10.17	10.00
就労継続支援B型								
共同生活援助	11.60	11.28	11.20	10.96	10.80	10.48	10.24	10.00

※療養介護は全地域区分、10.00のため表示無し。基準該当事業所は、上記単位数単価に X0.85(少数点以下4桁目を四捨五入)

大島村  
 利島村  
 新島村  
 神津島村  
 三宅村  
 御蔵島村  
 八丈町  
 青ヶ島村  
 小笠原村

瑞穂町  
 武蔵村山市  
 奥多摩町

東久留米市  
 羽村市  
 あきる野市  
 日の出町  
 檜原村

立川市  
 青梅市  
 昭島市  
 東村山市  
 東大和市

八王子市  
 武蔵野市  
 三鷹市  
 府中市  
 調布市  
 小金井市  
 小平市  
 日野市  
 国立市  
 福生市  
 清瀬市  
 稲城市  
 西東京市

町田市  
 狛江市  
 多摩市

【障害児の地域区分】  
 <平成30年度以降>8区分

平成30年4月サービス提供分から変更します。  
 区市町村名の下線は変更となる区市町村です。  
 児童デイサービスから移行した障害児事業所は、○級地(旧児童デイサービス)⇒○級地にすべての移行事業所で変更となります。

※旧障害児施設は以下の地域区分コード(児→者)

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
地域区分コード(児→児)	11	12	13	14	15	16	17	23
地域区分コード(児→者)	21	22	23	24	25	26	27	28
※地域区分コードは平成30年4月サービス提供分以降変更します。 ※指定事業所等は「地域区分コード(児→児)」にて請求ください。 ※児童施設経過措置事業所は「地域区分コード(児→者)」にて請求ください。	23区	武蔵野市 町田市 国分寺市 狛江市 清瀬市 東久留米市 多摩市	八王子市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 国立市 福生市 稲城市 西東京市	立川市 昭島市 東村山市 東大和市	あきる野市	武蔵村山市 奥多摩町	羽村市 瑞穂町 日の出町 檜原村	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村

※平成24年3月まで障害児施設支援を提供していた事業所が、平成24年4月以降障害福祉サービスを提供している場合は上表の地域区分コード(児→者)となり、地域区分は「●●級地(旧障害児施設)」で地域区分コードは21～28までとなります。

【障害児の地域区分と1単位単価】

サービス名称の下線は平成30年4月サービスから新設されたものです。

＜平成30年度以降＞

		地域区分										その他	
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他				
		11	12	13	14	15	16	17	23				
障害児通所支援	児童発達支援センターの場合	11.24	10.99	10.93	10.74	10.62	10.37	10.19	10.00				
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20	10.96	10.90	10.72	10.60	10.36	10.18	10.00				
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52	11.22	11.14	10.91	10.76	10.46	10.23	10.00				
	医療型児童発達支援(含:指定医療機関)	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00				
	放課後等デイサービス	11.20	10.96	10.90	10.72	10.60	10.36	10.18	10.00				
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52	11.22	11.14	10.91	10.76	10.46	10.23	10.00				
	居宅訪問型児童発達支援	11.24	10.99	10.93	10.74	10.62	10.37	10.19	10.00				
	保育所等訪問支援	11.24	10.99	10.93	10.74	10.62	10.37	10.19	10.00				
	障害児入所支援	併設する施設が主たる施設の場合	11.12	10.90	10.84	10.67	10.56	10.33	10.17	10.00			
		知的障害児の場合	11.24	10.99	10.93	10.74	10.62	10.37	10.19	10.00			
併設する施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合		11.22	10.98	10.92	10.73	10.61	10.37	10.18	10.00				
自閉症児の場合		11.10	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00				
併設する施設が主たる施設の場合		11.24	10.99	10.93	10.74	10.62	10.37	10.19	10.00				
盲ろうあ児の場合		11.20	10.96	10.90	10.72	10.60	10.36	10.18	10.00				
盲ろうあ児の場合		11.24	10.99	10.93	10.74	10.62	10.37	10.19	10.00				
ろうあ児の場合		11.20	10.96	10.90	10.72	10.60	10.36	10.18	10.00				
併設する施設が主たる施設の場合		11.28	11.02	10.97	10.77	10.64	10.39	10.19	10.00				
併設する施設が主たる施設の場合		11.22	10.98	10.92	10.73	10.61	10.37	10.18	10.00				
肢体不自由児の場合	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00					
医療型(含:指定発達支援医療機関)	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00					
肢体不自由児の場合	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00					
重症心身障害児の場合	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00					
障害児相談支援	11.20	10.96	10.90	10.72	10.60	10.36	10.18	10.00					